

## 部会に関する事項について（次第5関係資料）

## ●盛岡市男女共同参画推進条例（抜粋）

第27条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員の互選とする。

第28条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

## ●盛岡市男女共同参画審議会実施要綱（抜粋）

第3 審議会の運営を円滑に行うため、条例第27条の規定に基づき、別表2に掲げる部会を置く。

- 2 部会は、審議会から委任された事項について調査審議し、その経過及び結果について、審議会に報告するものとする。

第4 条例第28条の規定に基づく、部会の議決をもって審議会の議決とする特例の適用については、委員の委嘱後に開催する審議会において、会長が審議会に諮って定める。

別表2 部会の設置（第3関係）

名称	所管事項	組織
苦情調整部会	条例第22条の規定に基づく苦情の申出への対応及び措置に関する調査審議に関すること。	委員3名以内
同性パートナーシップ制度検討部会	同性パートナーシップ制度（仮称）の導入に向けた、基本的事項の検討に関すること。	委員4名以内

※同性パートナーシップ制度検討部会は、制度の導入検討にあたり令和4年8月に設置。

## 1 同性パートナーシップ制度検討部会の廃止について

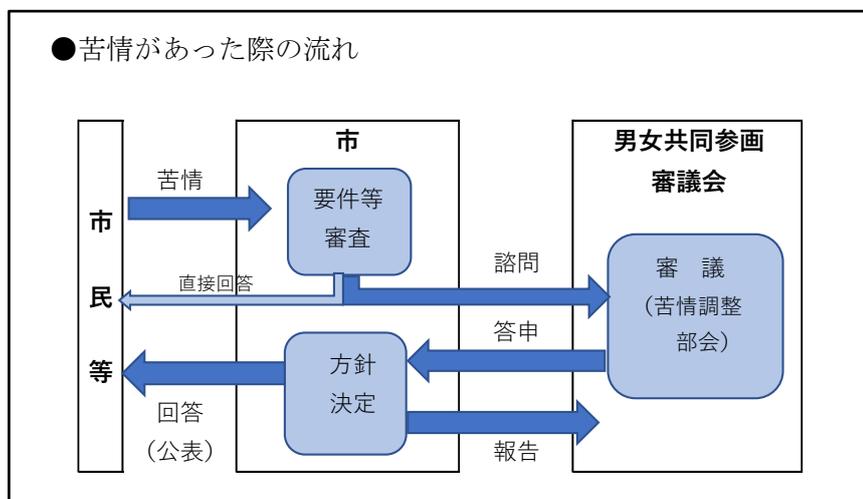
「同性パートナーシップ制度検討部会」については、令和5年5月1日に同制度の導入が果たされ、部会の役割を終えたことから、廃止することとしたい。

## 2 苦情調整部会の人選について

苦情調整部会に属する委員（3名以内）を選出したい。

（条例第27条第2項の規定により、会長が指名）

## 3 審議会の議決の特例の適用について



苦情調整部会において調査審議し、議決した事項を、審議会で議決したものとする特例を適用することについて、あらかじめ了承を得たい。（条例第28条、要綱第4関係）